



国空推第154号
国空航第544号
国政参複第204号
平成22年9月13日

日本機械輸出組合
理事長 殿

国土交通省航空局監理部航空安全推進課長

国土交通省航空局技術部運航課長

国土交通省政策統括官付参事官（複合物流）



「航空貨物輸送に係る安全対策研究会」のフォローアップ会合
の結果に基づく取り組みの実施について

標記につきまして、平成22年8月5日に開催したフォローアップ会合において関係機関等の取り組み状況について検討した結果、航空貨物輸送に係る安全対策研究会の報告において示された教育訓練の確実な実施を始めとする航空貨物輸送の安全対策を引き続き適切に実施していくとともに、下記について新たに報告書に盛り込むこととなりましたので、会員事業者に対し、周知をお願いします。

記

対策の整理＜ルールの設定＞

連絡・通報の徹底について

報告書第3章3. 連絡通報体制に「①航空輸送制限貨物が航空機内に持ち込まれ、若しくは持ち込まれようとしていると疑うに足る相当な理由がある場合には、航空輸送の安全を確保するために、当該貨物を航空会社に持ち込んだ荷送人（荷主）又は貨物利用運送事業者等（実運送事業者を含む。）は、直ちに航空会社に連絡通報を行うこと。」を追加。